

1 目的

県では、農山漁村の活性化と農林漁業者の所得向上を図るため、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を生かした食事や体験等を楽しむ「農泊（農山漁村滞在型旅行）」を推進している。

そこで、本県農泊の認知度向上に向けて、国内外から本県を訪れようとしている教育旅行者や一般旅行者が、本県ならではの農泊をイメージできる動画を製作するものである。

2 業務の名称

青森県農泊PR動画制作業務

3 予算額

1,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

委託契約の日から令和7年2月14日（金）まで

5 委託業務の内容

（1）動画の制作

撮影する動画の構成やシナリオを検討し、下記（3）のアに示す体験内容毎に、本県ならではの自然あふれる農山漁村の風景や、体験を通じた農林漁家民宿経営者等との交流により、農泊をイメージでき、その魅力が伝わる動画の撮影、編集を行う。

なお、動画の配信先のターゲットは、国内及び台湾からの教育旅行者や一般旅行者とする。

（2）動画の用途

制作した動画は、県が運営するHPやYouTubeなどSNSへの掲載のほか、国内外の誘客活動イベント等において幅広く活用する。

（3）撮影対象

下記アの体験内容毎にイの農林漁家民宿を組み合わせ、紹介する動画を制作する。

なお、農林漁家民宿は、下記イに示すいずれかによることとするほか、原則、特定の地域に偏ることなく選定する。

ア 体験内容

- ① りんご収穫体験
- ② 野菜収穫体験
- ③ 料理づくり体験
- ④ 雪遊び体験

イ 農林漁家民宿

- ① 青森県HP「農泊（グリーン・ツーリズム）を体験してみませんか」のサイトに掲載されている「県内各地の農泊関連施設」の農林漁家民宿。
- ② 上記同サイト内のリンク集にある「1 青森県内の農泊（グリーン・ツーリズム）情報」の各受入団体に参画する農林漁家民宿。

（４）撮影・編集

- ア 動画は、体験内容毎に1本制作すること。また、1本当たりの動画の再生時間は、3分以内とすること。
- イ 撮影に当たり、事前に撮影場所や動画の構成などを県に説明し、了解を得ること。
- ウ 国内及び台湾向けに情報発信を行うことから、テロップは、日本語と繁体字によるものとし、日本語のみと日本語と繁体字の併記の2種類を制作すること。
(制作本数は、4体験×2種類のテロップの計8本)
- エ ナレーションや音楽などの効果音を入れることは妨げないが、スマートフォンでの閲覧に耐えうるよう無音でも閲覧できるように工夫すること。
- オ 動画は、mp4形式など幅広く動画再生が可能な規格とする。
- カ 制作段階で、随時、県へ動画の試写を行い、修正点の有無を県から指示を受け、動画の修正を行うこと。
- キ 出演者交渉、演出、スケジュール調整、撮影、収録、BGM音響制作、翻訳、その他編集、著作権等の処理等の業務一切を受託者が行うこと。
- ク 映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において登場人物に対して、出演の許諾を得ること。
- ケ 制作する動画は、事業終了後に県が再編集を行い、今後の活用之际し、二次的利用が可能なものとする。
- コ 音楽素材やイラスト等の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。
- サ 撮影・編集に必要な体験料、交通費、宿泊費、通信費など業務に係る必要経費は委託金額に含まれるものとする。

6 成果物の納品等

- (1) 委託業務報告書を製本した冊子及び電子データで各1部提出すること。
- (2) 完成した動画をDVD等に保存し、2枚提出すること。
- (3) 提出場所は、青森県農林水産部構造政策課とする。

7 契約に関する条件等

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、県へ成果物の引き渡し完了したときに、県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって県に譲渡されるものとする。
- (2) 受託者は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受託者は、当該著作物の著作者が受託者以外の者であるときは、当該著作者が著作者

人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこととする。